

(3月30日)

ドイツにおける環境保全型農業の動向

(麻布大学) 四 方 康 行

農業環境政策は近年の共通農業政策を大きく特徴づけるものだが、その範囲はきわめて広い。本報告では、近年のドイツの環境政策の中でも特に重要と思われる農業粗放化政策と家畜の糞尿散布規制の二点をとりあげ、またそれらとの関連で有機農業の動向について以下のことが述べられた。

1. 農業粗放化政策

ドイツでは1985年以降推進されているECの農業構造政策に対応して、農業粗放化に関する法律が定められ、実行に移されている。1990年5月の時点で粗放化の対象になっている過剰生産物は、畜産物では牛肉と羊肉、畑作物では穀物と油糧作物(ナタネ、ヒマワリ)、エンドウ、ソラマメ、野菜ではカリフラワー、トマト、永年作物ではブドウ、リンゴ、ナシ、モモ、その他の作物ではタバコである。

これらの作物の生産削減は、第一には「量的方法」、すなわち農業者が5年間で生産量を2割以上減少させることによって、また第二には「生産技術的方法」、すなわち農業者が生産量を確実に2割以上減少させ得る粗放的生产方法(有機農業も含む)へ転換することによって、奨励されている。いずれの場合にも、農業者は生産の削減や生産方法の転換を証明する資料を州の事務所に提出しなければならない。

農業粗放化奨励金の申請者数の内訳を1989/90及び1990/91経済年について見ると、「生産技術的方法」の方が「量的方法」より多く、とりわけ経営全体を有機農法に転換した者が多い(約3,000人)。また地域別に見ると、有機農法に転換した経営は山岳地帯や中山間地帯に多く、乳牛飼養と関連深い。

2. 家畜糞尿散布規制

家畜の糞尿肥料散布については、まず廃棄

物処理法(1977年の改正で、家畜の多頭羽飼養に関する規定が加わった)によって、その経営の農用地面積、家畜飼養頭羽数に見合った量の散布が義務づけられている。また北ドイツの各州では糞尿散布に関する条例が定められているが、散布量の基準となる肥料単位は州によって異なる。どの州においても散布期間は耕地、草地毎に規定され、栽培期間以外(だいたい10月下旬から1月末まで)の散布は禁じられている。

3. 有機農業の動向

旧西ドイツにおいて、現在、認可されている有機農業団体は6つあり、いずれも1988年に設立された上部団体「ドイツ有機農業協会」に加盟している。これらの団体に属する経営による面積はこの20年間急増しており、現在約10万haに達し、旧西ドイツの農地の約1%に相当する。また旧東ドイツでも、1989年5月に「東ドイツ有機農業協会」が設立され、「ドイツ有機農業協会」の客員会員として扱われている。

ドイツの有機農業においては、化学肥料、化学農薬が全面的に禁止されている。さらに、家畜単位や肥料単位による農用地面積当たりの家畜飼養規模の上限を定めたり、外国からの飼料への依存を制限している点に特徴がある。また農業白書によれば、有機農法は収量面では慣行的農法に劣るが、販売価格の有利性(慣行農法の約2倍)から、収益性では優れていることがわかる。

有機農業に対する期待は、今後ますます重要になる環境保全と、安全で品質の高い食品に対する消費者の需要の増大の中で一層高まると思われる。

(主要関連文献：四方康行「ドイツにおける有機農業」、福土正博・四方康行・北林寿信著『ヨーロッパの有機農業』、家の光協会、1992年、131～160ページ)。

(文責・市田(岩田)知子)